

## 伊勢市役所本庁舎広告付案内板等設置事業 仕様書

### 1 募集内容

- (1) 事業名称 伊勢市役所本庁舎広告付案内板等設置事業
- (2) 設置場所  
伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所本庁舎1階正面玄関ホール  
同 伊勢市役所本庁舎内広告スペース
- (3) 事業内容  
伊勢市役所本庁舎に、市内地図、庁内案内図、行政情報及び民間企業等の広告を記載した広告付案内板を事業者が作成し設置する。併せて設置事業者は、広告付案内板上に民間企業等の広告主を募集し、広告付案内板及び伊勢市役所本庁舎内の広告スペースに広告を掲載できるものとし、当該広告の掲載に伴う広告料を市に納付する。
- (4) 設置期間  
令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。  
(令和5年8月1日から令和5年8月31日は準備期間とし、8月末までに機器等の設置を行うこと。)

### 2 広告付案内板の仕様

- (1) 広告付案内板本体の仕様
  - ① 別紙「設置予定場所平面図（ア 庁内案内・行政情報、イ 地図、ウ 行政情報）」のとおり、市が指定する場所に設置すること。
    - ア 庁内案内・行政情報  
庁内案内枠、行政情報モニター枠、広告枠で構成し、幅2100mm×高さ2200mm×奥行き200mm程度とする。
    - イ 地図  
地図枠、広告枠で構成し、幅2300mm×高さ2200mm×奥行き200mm程度とする。
    - ウ 行政情報  
行政情報モニター枠、広告枠のツインモニター（各42インチ以上）のスタンド型（キャスター付）とし、全体のサイズとしては、幅1000mm×高さ2000mm×奥行き700mm程度とする。
  - ② 本体表面に市のパンフレット等が配置可能なラックを設置すること。
  - ③ 文字の大きさや配色については、高齢者や障がい者に配慮したユニバーサルデザインとすること。
  - ④ 使用材料等については、環境に配慮した設計とすること。
  - ⑤ 転倒による事故防止策を十分に講じるとともに、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。また、撤去時（一時移動時を

含み、特に電源工事箇所については安全性に配慮すること)の際は現状復帰するものとし、かかる費用については事業者が負担するものとする。

- ⑥ 定期的にメンテナンスを行い、掲載内容等に変更が生じた場合は、速やかに対応すること。
  - ⑦ 電気の使用は、開庁時のみとし、タイマー機能等により自動で電源管理が可能なものであること。
- (2) 庁内案内枠の仕様
- ① 庁内案内枠は市役所本館及び東庁舎の案内機能を設け、各階の課名等を見やすく、わかりやすく表示すること。案内機能は、課名や目的(用件)から目的の場所への案内を表示するものとする。
  - ② 庁内案内枠は、日本語の他に外国語(英語、中国語、ポルトガル語)表記を付加すること。
- (3) 行政情報モニター枠の仕様
- ① モニターの大きさは、42インチ以上とする。
  - ② 掲載する行政情報の制作に伴う研修を実施すること。
  - ③ 掲載する内容は、主に「本日の会議案内」とするが、必要に応じその他行政情報も掲載でき、災害等の緊急情報を流せる仕様とする。
  - ④ 音声は通常はOFFとするが、音量調整機能があるものとする。
- (4) 広告枠の仕様
- ① 広告を掲載できる者及び広告内容等は、「伊勢市広告掲載要綱」及び「伊勢市広告掲載基準」に定めるところによる。
  - ② 広告を掲載しようとするときは、その都度定める期限までに広告物の出力見本を提出することとし、市において内容を審査する。このとき、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができる。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。
  - ③ 広告内容等に関する一切の責任は事業者が追うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。
  - ④ 市は、広告主又は広告内容が「伊勢市広告掲載要綱」及び「伊勢市広告掲載基準」の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが、適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。
  - ⑤ 公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこととし、広告に関する一切の責任は、広告付案内板を設置する事業者にある旨の記載を行うこと。
- (5) 地図枠の仕様
- ① 地図枠に関しては、伊勢市内全域と市役所周辺等の地図を原則として構成すること。また、公共施設や災害時の避難場所等、市が指定する情報を分かりやすく表示すること。
  - ② LED内照式とすること。

- ③ 地図内の施設情報にはピクトグラムを取り入れたユニバーサルデザインを採用し、かつ色覚障がい者に配慮した配色等でバリアフリーデザインを採用すること。
- ④ 地図掲載内容は事前打合せを行い、市の要望を反映できるように自社製作または製作体制を整えておくこと。
- ⑤ 地図掲載内容の維持管理及び定期（年1回以上）もしくは随時の情報更新を行うこと。
- ⑥ 事業者独自のQRコードの読み取りやタッチパネルによる操作で携帯電話端末に情報を提供するような利用者の利便性を向上したり付加価値を高めたりする提案も可とします。提供する情報については、本市と協議のうえ、事業者が作成すること。

### **3 庁舎内広告スペースの仕様**

- (1) 本市が指定した本庁舎内広告スペース（別紙、「伊勢市役所本庁舎内広告スペース平面図」参照）を利用し、A1からA3程度のポスター広告若しくは42インチ程度のモニターを利用した広告の設置に関する提案を受け付ける。
- (2) ポスター広告の場合、広告スペースに掲示枠を設置し、その掲示枠内でポスター広告の掲示を行うこととする。広告内容の更新、貼り替え（汚損による貼り替えを含む）は、事業者の負担で行うこと。また、モニター等機器を利用する場合は、転倒、落下による事故防止策を講じると共に、電気の使用については、2広告付案内板本体の仕様（1）広告付案内板本体の仕様と同様とする。
- (3) 広告（モニターで流す広告のデータを含む）の掲載内容については、2広告付案内板本体の仕様（3）広告枠の仕様と同様とする。
- (4) 本市が指定した本庁舎内広告スペースのすべてで、広告の設置を求めるものではない。また、前記以外のスペースで、広告に適する場所がある場合は、新たにその広告内容と共に提案しても構わない。この場合、必ずしもその提案が採用されるとは限らず、採用されなかった場合は、協議のうえ「広告料提案書」で提案された広告料を減額することとする。

### **4 庁舎の使用形態等について**

- (1) 当事業の実施に当たり、選定された事業者は市と速やかに協議を行い、設置・運用等に係る協定を締結するものとする。
- (2) 伊勢市役所本庁舎広告付案内板の設置に当たっては、伊勢市財産条例（平成17年11月1日条例第58号）に基づく行政財産の使用許可を受けること。なお、行政財産の使用許可は、年度ごとに申請するものものとし、協定期間中は、更新することができるものとする。

## 5 経費等の負担

- (1) 事業者は行政財産の使用料と併せて、設置場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を市が指定する方法により期日までに納付すること。広告料は返還しないこととするが、市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。
- (2) 事業者は、物件の光源等に使用する電気料金を市が指定する方法により期日までに納付すること。また、電源確保のための工事費は事業者が負担すること。
- (3) 案内板の製作、設置及び撤去に係る費用並びに広告主の募集、広告の作成、掲載及び撤去は、事業者が実施するものとし、その実施に要する経費は、事業者の負担とする。

## 6 その他

- (1) 事業者は広告付案内板が破損・汚損・紛失等した場合は、事業者の費用と責任において、速やかに適切な措置を講ずること。
- (2) 本事業の更新における案内板の設置及び撤去については、閉庁日または開庁時間外で行うこと。
- (3) 契約期間の満了または取消しとなったときは、速やかに機器等を撤去し、設置場所の原状回復をしなければならない。
- (4) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令、伊勢市広告掲載要綱及び伊勢市広告掲載基準を遵守し、それらに明記されていない細部の事項については、市の指示に従うこと。